

農地法第18条第6項の規定による通知書

令和 年 月 日

南丹市農業委員会 様

通知者（賃貸人） 住所
氏名
（賃借人） 住所
氏名

下記土地について賃貸借の合意解約をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現 況		

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 令和 年 月 日
賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

令和 年 月 日

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 通知者氏名のところに当事者双方が連署してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の3の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書の写しのおりと記載し、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 4 記の5の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合は、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。

(参考)

農地法

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

第18条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、(中略)合意による解約を(中略)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行われる場合(その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつては賃貸借の期間の満了する日とその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前1年以内でない場合を除く。)
- (2) 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前6月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合
- (3) 賃貸借の更新をしない旨の通知が、10年以上の期間の定めがある賃貸借(解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が10年未満であるものを除く。)又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合
- (4) 第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧草地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合
- (5) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第18条第2項第6号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、その者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合
- (6) 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第1号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第2号に掲げる業務の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃貸借の解除が、同法第20条又は第21条第2項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合